

北大えるむ賞実施要領

(平成9年11月11日学生委員会決定)

1. 趣 旨

本学の伝統である全人教育の充実のために、学生の健全な課外活動及び社会活動を積極的に支援し、その振興と活性化を図ることを目的として「北大えるむ賞」を制定する。

2. 表 彰

表彰は、賞状(例示:別紙様式1:省略)の授与と記念品の贈呈によって行う。

3. 被表彰者

被表彰者は、本学の学部学生(第1年次の学生を含む。)及び大学院学生であって、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 課外活動の成果が特に顕著であり、かつ、本学の課外活動の振興に功績があったと認められる団体又は個人
- (2) 社会活動において優れた評価を受け、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められる団体又は個人
- (3) 自己研鑽並びに他の学生の指導などに優れた評価を受けた団体又は個人
- (4) その他、本学の名誉を著しく高めたと認められる団体又は個人

4. 被表彰者の推薦

被表彰者の推薦は、公募によるものとし、ポスター及び広報誌等により周知する。

推薦(自薦あるいは他薦)にあたっては、推薦書(別紙様式2)及び参考書類を所定の期日までに総長宛提出するものとする。

5. 審査委員会

被表彰者を選考するため、北大えるむ賞審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

- (1) 審査委員会は、学生委員会委員のうち次に掲げる者及び学生代表(文化系公認学生団体、体育系公認学生団体及び大学祭全学実行委員会からそれぞれ1名)をもって構成する。
 - ① 副学長
 - ② 総長補佐
 - ③ 課外活動専門委員会委員長
 - ④ 課外活動専門委員会副委員長
 - ⑤ 学生生活専門委員会委員長
 - ⑥ 学生生活専門委員会副委員長
 - ⑦ 学務部長
- (2) 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には副学長を、副委員長には総長補佐をもって充てる。
- (3) 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
- (4) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(5) 学生代表の選出方法は、文化系公認学生団体にあつては、公認学生団体の名簿順に各団体においてそれぞれ選出、体育系公認学生団体にあつては、体育会において選出、大学祭全学実行委員会にあつては、同委員会において選出するものとする。

(6) (5) の委員の任期は、被表彰者の選考に必要な期間とする。

6. 審査委員会の開催及び議事

審査委員会の開催及び議事は、次によるものとする。

(1) 審査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することはできない。

(2) 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7. 審査基準

被表彰者の審査基準は、概ね次のとおりとする。

(1) 国際的規模及び全国的規模等の競技会などに出場し、優秀な成績をおさめ、本学の課外活動の振興に功績をあげたもの。

(2) 国際的規模及び全国的規模等の展示会、発表会、演奏会又は競技会などに参加し、優秀な成績をおさめ、本学の名誉を著しく高めたもの。

(3) 環境保全活動、社会福祉活動、青少年育成活動及び海外援助・協力活動等の各種社会活動に積極的に参加して、優れた評価を受け、本学の名誉を著しく高めたもの。

(4) 日常の活動における自己研鑽並びに他の学生の指導などに優れた評価を受けたもの。

(5) その他、本学の名誉を著しく高めたもの。

8. 審査対象期間

審査の対象期間は、1月1日から12月31日までとする。

9. 被表彰者の決定

被表彰者は、審査委員会における審査に基づき、総長が決定する。なお、審査方法については、別に定める。

10. 表彰時期

表彰時期は、3月とする。

11. その他

(1) 3. 被表彰者の(1)に該当するもののうち、本学体育会が認めたものは、「北大えるむ賞(スポーツ大賞)」とすることができる。

(2) 表彰に係る事務は、学務部学生支援課において処理する。

(3) 本要領は、平成9年11月11日から実施する。

付 記

この要領は、平成17年3月17日から施行し、平成17年1月1日から実施する。

付 記

この要領は、平成26年12月24日から実施する。